

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	令和3年9月11日 12時45分ごろ
発生場所	静岡県松崎港南西方沖 松崎港西防波堤灯台から真方位229° 1,630m付近 (概位 北緯34° 44.8′ 東経138° 45.5′)
事故の概要	水上オートバイ ^{アクアテイクス} AQUATICS 23 は、被引浮体をえい航して遊走中、被引浮体が遊泳者に接触し、遊泳者1人が負傷した。
事故調査の経過	令和3年11月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ AQUATICS 23、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	241-19249 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、松崎港南西方沖において、ビスケット型の被引浮体（以下「本件浮体」という。）に知人2人を乗せてえい航し、約7～8km/hの対地速度で遊走していた。</p> <p>船長は、遊走中、左舷船首方に遊泳者がいることを知っていたが、本件浮体の搭乗者の様子が気になり、後方を向いて本件浮体の動きに意識を向けていたところ、遊泳者がいることを失念し、本船を右旋回させた際、本件浮体が遠心力で左方に振れて遊泳者に接触し、遊泳者が後頭部打撲傷を負った。</p> <p>船長及び本件浮体の搭乗者2人は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、被引浮体をえい航して遊走中、船長が、左舷船首方に遊泳者がいることを知っていたが、後方を向いて本件浮体の動きに意識を向けている間に遊泳者がいることを失念し、本船を右旋回させたことから、本件浮体が遠心力で左方に振れて遊泳者に接触し、遊泳者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が被引浮体をえい航して遊走中、船長が、左舷船首方に遊泳者がいることを知っていたが、後方を向いて本件浮体の動きに意識を向けている間に遊泳者がいることを失念し、本船を右旋回させたため、本件浮体が遠心力で左方に振れて遊泳者に接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・水上オートバイの船長は、遊泳者に接近していることなど早期に発見できるよう常時適切な見張りを行うこと。
- ・水上オートバイの船長は、浮体をえい航して旋回する際、浮体が遠心力により振られることに十分注意を払うこと。
- ・水上オートバイで浮体をえい航する際には、後方の見張り役を乗船させることが望ましい。
- ・水上オートバイの船長は、遊泳者がいるところでは、水上オートバイを操縦しないこと。